SMS Force 利用規約 新旧対照表

2027年1月1日改定　株式会社メディア4u

改定後欄の下線部は変更・追加箇所です。記載のない条項に変更はありません。

現行	改定後
第2条（本規約の変更） 1．当社が本規約を変更した場合は、それ以後、変更後の規約が適用されるものとします。 2．当社が本規約を変更しようとする場合は、利用者の「企業・自治体情報登録書」に記載された担当者宛てに対し、少なくとも1ヶ月前に変更内容を電子メール又はホームページ掲載の方法で通知します。	第2条（本規約の変更） 1．当社は、本規約を変更することができるものとし、変更後の規約は、当社が定める効力発生時期から適用されるものとします。 2．当社は、前項の変更をしようとする場合は、変更内容および効力発生時期を、効力発生時期の1ヶ月前までに、当社ホームページへの掲載および利用者が届け出た連絡先への電子メールの送信の双方の方法により周知するものとします。当社は、これに加えて、本サービスの管理画面上での表示により周知することができます。
第5条（利用料金） 1．本サービスの利用料金は、規定の申込書に記載された料金に従うものとします。 2．当社は必要に応じて1.の料金を変更することが出来るものとします。但し、利用契約期間中に変更が生じた場合は、次の契約更新時までは従前の料金に従うものとします。 3．本サービスの利用料金の計算は基本1か月単位とし、月半ばでの利用終了の場合でも、その月は1か月分の利用料として計算します。	第5条（利用料金） 1．本サービスの利用料金は、規定の申込書に記載された料金に従うものとします。 2．当社は必要に応じて1.の料金を変更することが出来るものとします。但し、利用契約期間中に変更が生じた場合は、次の契約更新時までは従前の料金に従うものとします。 3．本サービスの利用料金の計算は基本1か月単位とし、月半ばでの利用終了の場合でも、その月は1か月分の利用料として計算します。 （変更なし）
（新設）	4．（電気通信事業者の料金改定等に伴う料金の変更等）本サービスの利用料金については、第2項但書にかかわらず、当社が提供する「Aurora SMS利用規約」（当社ホームページに掲載するものをいい、改定された場合は第6項に従い本サービスに適用されるものをいいます。以下「Aurora SMS規約」といいます。）第5条第3項から第5項までの規定を準用します。この場合において、Aurora SMS規約第5条第3項中「前項にかかわらず」とあるのは「本規約第5条第2項但書にかかわらず」と、「第1項の料金」とあるのは「本規約第5条第1項の料金」と、同項第2号中「第2条第2項に定める方法」とあるのは「本規約第2条第2項に定める方法」と、同項第4号中「第4条第2項に定める違約金」とあるのは「本規約第4条第2項に定める違約金」と、同条第5項中「第1項の料金または第3項の調整額」とあるのは「本規約第5条第1項の料金または本規約第5条第4項において準用するAurora SMS規約第5条第3項の調整額」と、「第2項の規定にかかわらず」とあるのは「本規約第5条第2項の規定にかかわらず」と読み替えるものとします。

現行	改定後
	5．前項において準用するAurora SMS規約第5条第3項第1号の標準調整額は、同号に基づきAurora SMSについて当社が定める標準調整額と同一の額とします。当社は、当該標準調整額を定め、または変更するときは、本サービスの利用者に対し、前項において準用する同条第3項第2号の通知を行うものとし、本サービスにおける適用開始日は、当該通知において定める日とします。 6．Aurora SMS規約第5条第3項から第5項までの規定の変更は、本規約の変更とみなし、本規約第2条に定める手続を経て、同条第1項に基づき当社が定める効力発生時期から本サービスに適用されるものとします。
（新設）	附則 1．本規約の変更は、2027年1月1日から効力を生じるものとします。 2．本規約の変更前に締結された利用契約についても、効力発生日以降は変更後の本規約が適用されるものとします。 3．当社は、本規約の変更および2027年2月1日以降の配信分に適用する第5条第4項において準用するAurora SMS規約第5条第3項の標準調整額（ソフトバンク株式会社宛配信）について、2026年11月30日までに第2条第2項に定める方法により周知するものとします。 4．本規約の変更の効力発生日前に第2条第2項に定める方法により行った前項の周知は、第5条第4項において準用するAurora SMS規約第5条第3項第2号に定める通知とみなし、同項第4号の適用についても同様とします。